

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260203	株式会社 サカイアゼット ロジ(法人番号 9021001012296)代表者: 関根 亮	神奈川県相模原市中 央区田名1910-6	千葉	千葉県印西市松崎台1 -2-14	輸送施設の使用停止 (128日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年3月4日及び同年3月25日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	13	13
20260203	株式会社 オールトレード (法人番号 3011401016119)代表者: 横田 義秀	東京都練馬区小竹町2 -67-12	本社	東京都練馬区小竹町2 -67-12	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年3月18日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	6	6
20260203	共進運輸 株式会社(法人 番号2030001065070)代表 者:高橋 幸司	埼玉県越谷市野島32 8-4	桶川	埼玉県桶川市川田谷11 17	輸送施設の使用停止 (32日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	4
20260203	株式会社 共成荷役運輸 (法人番号 7010601024043)代表者: 竹内 厚宏	東京都江東区豊洲6- 6-2 水産卸売場棟3 01号室	本社	東京都江東区北砂1-9 -5	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年11月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3
20260203	名鉄NX運輸 株式会社 (法人番号 4180001018441)代表者: 吉川 拓雄	愛知県名古屋市中区 葵2-12-8	京浜支店	東京都大田区平和島2 -1-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年11月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3
20260203	株式会社 アスリート(法人 番号9120001132152)代表 者:林 一生	大阪府摂津市鳥飼下3 -8-5	関東	茨城県つくば市稲岡字迎 山793-1	輸送施設の使用停止 (28日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月27日及び同年3月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20260203	有限会社 旭日(法人番号 7030002121446)代表者: 小泉 正之	埼玉県秩父市大字田 村223-1	本社	埼玉県秩父市大字田村 223-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月21日及び同年3月12日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260203	西徳運輸 株式会社(法人番号6011401004946)代表者:横田 義秀	東京都板橋区向原3-3-26	本社	東京都板橋区向原3-3-26	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月27日及び同年3月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(3)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	1	1
20260203	福山通運 株式会社(法人番号1240001032736)代表者:小丸 成洋	広島県福山市東深津町4-20-1	東松山	埼玉県比企郡滑川町大字都25-40	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年12月9日及び同年12月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20260203	ゴールド 有限会社(法人番号9030002027848)代表者:佐々木 正勝	埼玉県戸田市笹目5-10-5	川越	埼玉県川越市南台2-12-15 曙ハイツ201号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年10月2日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20260206	有限会社 エイワンエクスプレス(法人番号6011802029889)代表者:金井 悠太郎	東京都足立区西新井本町1-27-2	足立	東京都足立区舎人6-2-2-403	事業停止(60日間)、輸送施設の使用停止(145日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月23日、同年8月26日及び同年9月27日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第50条第1項)、(9)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(13)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	75	75
20260216	有限会社 中原運送店(法人番号4010002023341)代表者:中原 スエ子	東京都江東区辰巳3-21-16	辰巳	東京都江東区辰巳3-21-16	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(305日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月26日及び同年7月19日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	32	32

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260217	株式会社 愛(法人番号2020001087280)代表者:平野 雅也	神奈川県川崎市多摩区寺尾台1-24-3	本社	神奈川県川崎市多摩区寺尾台1-24-3	事業停止30日間、輸送施設の使用停止(120日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月24日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(7)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	42	42
20260217	トキオロジスティックス 株式会社(法人番号4040001048007)代表者:岡田 美希	千葉県習志野市茜浜3-7-2	高崎	群馬県高崎市宿大類町701	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	22	4
20260217	株式会社 テイクオン(法人番号2021001031014)代表者:関根 光也	神奈川県伊勢原市板戸949-5	本社	神奈川県伊勢原市板戸949-5	輸送施設の使用停止(172日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	同様な事故を繰り返し引き起こしたことを端緒として、令和6年11月19日、同年12月11日及び令和7年1月9日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	18	18
20260217	株式会社 アジェクト(法人番号6030001022514)代表者:二宮 善信	埼玉県戸田市氷川町3丁目10-27	千葉	千葉県八街市山田台字宮ノ原806番	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月31日、同年2月17日及び同年2月20日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	1	1
20260217	大川運輸 株式会社(法人番号9050001020109)代表者:大川 功	茨城県鹿嶋市宮中2-4-13	坂東	茨城県坂東市掛掛1297-4 クラソービレッジE5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
20260217	株式会社 丸章(法人番号3060001027505)代表者:田中 章吾	栃木県宇都宮市下栗町1535-8	本社	栃木県宇都宮市下栗町1535-8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年1月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260225	ピダン 株式会社(法人番号5030001160752)代表者: 峯岸 伸一	埼玉県八潮市古新田1042-3	東京	東京都葛飾区西水元3-18-3	輸送施設の使用停止(240日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	労働局からの通報を端緒として、令和6年10月4日、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(12)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(14)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(15)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(17)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	24	24
20260225	有限会社 丸越運送(法人番号5050002003900)代表者: 越藤 英治	茨城県東茨城郡茨城町大字大戸字宮内前1795-1	本社	茨城県東茨城郡茨城町大字大戸字宮内前1795-1	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年9月30日、同年11月6日、同年11月8日及び同年12月26日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	18	18
20260225	株式会社 北栄運輸(法人番号6030001035549)代表者: 中村 文隆	埼玉県草加市青柳3-22-4	栃木	栃木県河内郡上三川町上蒲生字峯町5-7	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年2月18日、同年3月12日及び同年5月7日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	11	11
20260225	株式会社 協同商事(法人番号6030001054540)代表者: 朝霧 重治	埼玉県川越市大字中台南2-20-1	戸田	埼玉県戸田市美女木北2-11-12 JACK全農青果センター株式会社東京センター(附属建物)	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年12月3日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260225	有限会社 川崎屋運送(法人番号7060002023945)代表者:土屋 隆久	栃木県那須塩原市二区町341-28	本社	栃木県那須塩原市三区町517-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月15日及び同年3月13日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小鹿野	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野2807-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日及び同年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	荒川	埼玉県秩父市荒川贅川644-11	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日及び同年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉田	埼玉県秩父市下吉田6395-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日及び同年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	蓮田	埼玉県蓮田市見沼町9-21	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上尾	埼玉県上尾市谷津1-87-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	四街道	千葉県四街道市美しが丘1-18-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	古河	茨城県古河市桜町1-10	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日及び同年12月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大子	茨城県久慈郡大子町大子676	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大平	栃木県栃木市大平町富田5004	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	本所	東京都墨田区太平4-21-2	輸送施設の使用停止(114日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)